

2021年7月7日

逗子市

## 夏期消防特別警戒及び 東京 2020 オリンピック競技大会消防特別警戒

### ● 夏期消防特別警戒 令和3年7月16日(金)～9月5日(日)

逗子海岸に海水浴場が開設される期間中、海水浴客等による急激な流動人口の増加と交通機関のふくそうにより、各種災害の多発が予想されるため、消防警備態勢を強化し、災害発生の防止に努めます。

- 1 海浜地域の道路上における、消防活動上支障となる物件の排除と消防水利の確保に努め、あわせて同地域における火災発生のおそれのある場所での玩具用火及びたき火等の実施者に対する火災予防指導を実施。
- 2 水難事故・交通事故・急病等の多発に備えて、救急態勢の強化及び消防隊による救急支援活動を一層強化するとともに、医療機関との連絡を密にし、円滑な救急業務の万全を図る。
- 3 海浜仮設建設物の火災予防査察を実施。
- 4 海浜地区の5か所に火災予防用の立看板を掲出。
- 5 関係機関等に本計画に対する協力を依頼。

### ● 東京 2020 オリンピック競技大会消防特別警戒 令和3年7月15日(木)～8月5日(木)

本年は夏期消防特別警戒に加え、東京 2020 オリンピック競技大会のセーリング競技が、逗子湾沖を含む海域で開催されることに伴い、オリンピック関係者、観覧者及び市民の安全安心を確保し、災害発生時の消防活動に万全を図ります。

- 1 消防本部に消防特別警戒本部を設置。
- 2 リビエラ逗子マリーナハーバー内に消防特別警戒現地本部を設置し、即応職員3名を配置。  
(設置期間 7月25日(日)～8月5日(木) 9時00分～19時00分)

本件に関するお問合せ先

消防署 警備第一課

近藤・鈴木

電話：046-871-0119